

調達件名：「スマートフォン用電子証明書発行システム（仮称）に係る構築業務の請負」

項番	種類	該当資料名	ページ	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
1	確認・質問	01_1_仕様書案(構築)	6	2. 調達案件間の入札制限	上表の項番2、4及び6を受託した事業者は、項番3、5及び7の調達支援又は工程管理支援を実施するため、独立性及び客観性の確保の観点から、項番3、5及び7の調達案件に入札できない。	項番7が図表2-1 本調達案件及び関連する調達案件（想定）の表内に確認することができませんでした。	対象の確認のため。	誤記となります。 該当箇所の「項番3、5及び7」を「項番3及び5」に修正します。 【修正箇所】 ・第2.2（修正）
2	確認・質問	01_1_仕様書案(構築)	9	第4. 作業の実施内容に関する事項1. 作業の内容（4）国民向けユーザテストの実施・反映	・ ユーザテストの実施に向けた関係者の選定及び協力依頼	ユーザとして行政・民間業務アプリの関係者及び国民と理解しておりますが協力依頼についてはデジタル庁様より実施頂くこととし、受注者は支援という理解でよろしいでしょうか。	業務範囲の明確化のため。	ユーザテストは受注者が主体となり実施いただく想定です。 当庁は、行政機関としての調整が必要な場合に支援を行う想定です。
3	意見	01_1_仕様書案(構築)	13	(9) CC認証の取得	「CC（Common Criteria：情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア）」の認証を取得するための資料作成、関係組織との調整等を実施し、当該認証に関する評価を完了すること。	実施体制に公共案件に係るCC認証の申請経験を有する者を含めておくべきと考えますが、いかがでしょうか。	CC認証をサービス開始までに終わておくべきものであると理解したため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案どおりとします。
4	確認・質問	01_1_仕様書案(構築)	15	(13) 引継ぎ	図表4-6 引継ぎに関する要件 ・ 契約期間内に引継ぎが完了しない場合は、原則として受注者の責任と負担において引継ぎを完了することとするが、詳細は当庁と協議の上対応方針を決定すること。ただし、当庁又は引継先事業者の事情により、契約期間内に引継ぎを完了できない場合を除く。	デジタル庁様の承認を得た引継ぎ計画に記載の内容を受注者が実施している場合は、引継先事業者の理解に依らず、契約期間満了を以って引継ぎは完了されたと理解してよろしいでしょうか。	業務範囲の確認のため。	ご認識のとおりです。
5	意見	01_1_仕様書案(構築)	16	4.2(1)	納入成果物	CC認証を取得する必要があるため、アプレット製造について2022年5月時点で中間報告を行ったほうが良いのではないのでしょうか。	技術検証の課題に対する対応策を本開発に反映させなければ、実装のリスクとなるため。	貴見を踏まえ、アプレット製造に係る報告書の記載を追記します。
6	意見	01_1_仕様書案(構築)	29	8.1(3)	複数事業者による共同提案	共同入札は本案件を円滑に進める上での体制として適していないのではないのでしょうか。	ステークホルダーが多く、短期開発が求められる案件であり、意思決定や業務分担調整等に時間を要するリスクのある複数事業者による共同入札は整合性が低いと考えられるため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案どおりとします。
7	確認・質問	01_1_仕様書案(構築)	-	-	記載なし	本システムのライフサイクル（耐用年数）について、どの程度を想定されていますでしょうか。	ハードウェア、ソフトウェアの選定および試験における観点（長期安定運用の確認等）に影響するため。	導入されるハードウェア、ソフトウェアのサポート期間等も踏まえる必要があるため、現時点では決定しておりません。

項番	種類	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
8	確認・質問	01_2_要件定義書案	2	(1) 業務の範囲	図表2-1 スマホ証明書関連業務の範囲(概要)	本システムのスコープにて×の箇所はどなたが開発するものでしょうか。	対象範囲、ステークホルダーの確認のため。	要件定義書別紙2「業務・機能一覧(案)」に示すスコープにて×の箇所は、本仕様書「図表5-1 全体体制図」に示す発注者又は関係部署により、別途開発される想定です。
9	確認・質問	01_2_要件定義書案	11	第3. 機能要件の定義 1. 機能に関する事項	GP-SE、JPKIアプレットの安全性評価スキーム	CC認証について、認証を取得する必要がある範囲を具体的に教えてください。	業務範囲の確認のため。	貴見を踏まえ、CC認証の範囲を詳細化します。 【修正箇所】 ・第4.1(9)(修正)
10	確認・質問	01_2_要件定義書案	17	4 システム基盤の方針	図表4-3 システム構成に関する全体方針 項番4 ・本システムのシステム基盤はクラウドサービスとし、本システムの設計時点で決定する。	現時点にて基盤構成が確定していないという理解でよろしいでしょうか。	対応要件の確認のため。	ご認識のとおりです。
11	確認・質問	01_2_要件定義書案	30	(4) 動作対象とするスマートフォン端末・OS・GP-SE	ア 本システムの運用開始時点で動作対象とする端末・OS・GP-SEの機種やバージョンは、機種やバージョンの公開時期、設計に必要な期間等を踏まえ当庁と協議の上、設計工程で決定する。	GP-SEの新機種が発表されるサイクルは決まっておりますでしょうか。	対応要件の確認のため。	現時点で決定しておりません。
12	確認・質問	01_4_要件定義書案別紙2_業務・機能一覧(案)	1	別紙2 業務・機能一覧(案)	・「本調達時点の継続検討事項【P】」については、並行して実施されている技術検証及び検討会の結果を踏まえ、主管課及び技術検証事業者と協議の上、設計を行うこと。 ・スマホ用電子証明書のほか、カード用電子証明書の管理業務及び利用業務(現在JPKI利用者クライアントソフトが具備)についても、JPKIスマホアプリに統合される可能性がある。技術検証及び検討会における既存JPKIアプリとの統合方針を踏まえ、主管課及び技術検証事業者と協議の上、必要な設計を行うこと。 ・その他、要件の実現に当たり疑義がある場合は、主管課及び技術検証事業者と協議の上、必要な設計を行うこと。	設計すること、の記載であります。本資料は設計向けのドキュメントであり、本記載のままで正しいでしょうか。	文言の確認のため。	誤記のため、「設計・構築を行うこと」と修正します。 【修正箇所】 ・要件定義書別紙2 冒頭リード文(修正)
13	確認・質問	01_4_要件定義書案別紙2_業務・機能一覧(案)	1	別紙2 業務・機能一覧(案)	本調達時点の継続検討事項【P】	【P】が全て確定するのは2022年3月末時点との理解で正しいでしょうか。	対応要件の確認のため。	早期の確定を目指しますが、現時点で時期を確定することはできません。